

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示
 保険医の指定
 保険医の異動
 国民健康保険条例の変更認可
 国民健康保険規約の変更認可
 国民健康保険規約の制定認可
 国民健康保険条例の変更認可
 生活保護法による医療機関の指定

告示

鳥取県告示第三百六十八号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法
 （昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のよう
 に指定した。

昭和三十年八月二日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名

名 称 所 在 地

氏 名

指 定 年 月 日

耳鼻咽喉科

鳥取赤十字病院
 鳥取市西町一

田村 節治
 昭和二十九年十月十日

中島 医院
 西伯郡境港町末広町五三

中島 富久
 三十年五月二十日

内、外科	新茶屋診療所	鳥取市西品治町新茶屋二五五	谷口 公子	六月十日
内、小児科	緑町診療所	立川五丁目	大谷 誠	"
整形外科	鳥取赤十字病院	西町一	上村 治	六月十八日
外科	"	"	花房 節哉	六月二十一日
内科	森本医院	八頭郡河原町大字袋河原四二二	中尾 政和	六月二十二日
肛門、内、小児、皮膚科	隠仁堂医院	米子市灘町二丁目一四五	安藤 茂教	"
外科	高島病院	西町六	高島 義顯	六月二十八日

鳥取県告示第三百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	診療所の名称	診療所所在地		異動事由	氏名	異動年月日
		新	旧			
外、産婦人科	遠藤外科	兵庫県西脇市西脇	日野郡江府町字江尾	管外転出	遠藤 正人	昭和三十年四月一日

齒科	湊齒科医院	大阪市西淀川区野里	西伯郡名和町御來屋	"	湊 平八郎	五月七日
内、外、小児科	鳥取診療所	鳥取市東品治町一〇	鳥取市西町	住所の変更	杉谷 章	五月二十七日
内、外、産婦人科	仲田 医院	日野郡根雨町大字根雨七一五	"	"	仲田 朗	六月十四日
耳鼻咽喉科	中尾耳鼻咽喉科医院	米子市富士見町二丁目一八〇	米子市東倉吉町七五	"	中尾 徳明	六月二十四日

鳥取県告示第三百七十号

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き条例の変更を認可した。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

国民健康保険を行う村	認可条例	認可年月日
岩美郡米里村	米里村税条例	昭和三十年六月十八日

鳥取県告示第三百七十一号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條の十三第二項に基き規約の変更を次のとおり認可した。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

国民健康保険を行う町	認可規約	認可年月日
東伯郡赤碕町	赤碕町国民健康保険規約	昭和三十年四月一日

鳥取県告示第三百七十二号

国民健康保険を行う次の町に対し町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八条の規定に基き規約の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

国民健康保険
を行う町 認可規約

気高郡鹿野町 鹿野町国民健康保険規約

鳥取県告示第三百七十三号

国民健康保険を行う日野郡日南町に対し町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八条第三項の規定に基き、伯耆町国民健康保険規約の制定を認可した。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第三百七十四号

国民健康保険を行う倉吉市に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項により倉吉市国民健康保険条例の変更を次の条件を附して昭和三十年四月二十八日認可した。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

認可条件

条例第五条二号中

「及び六月を経過した者であつても尙日雇労働者健康保険法による給付を受ける資格のある者」を削除すること。

鳥取県告示第三百七十五号

国民健康保険を行う町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項による条例変更を認可した。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂

国民健康保険
を行う町 認可条例 認可年月日

東伯郡東郷町 東郷町国民健康保険条例 昭和三十年三月三十日

八頭郡若櫻町 若櫻町国民健康保険条例 五月二十四日

東伯郡関金町 関金町国民健康保険条例 六月六日

名称	診療科	代表者	住所	指定年月日
江原齒科医院	齒科	江原 恒雄	西伯郡逢坂村上市二七一	昭和三十年六月一日
国民健康保険 直営智頭病院	内、外、産婦、 小児科	松本 安博	八頭郡智頭町大字智頭一、八七五	六月二十三日

鳥取県告示第三百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和三十年八月二日

鳥取県知事 遠藤 茂